

みえ元気プラン

(概要案)

第3章 政策・施策

環境生活部関係抜粋

令和4年3月
環境生活部

目 次

第3章 政策・施策	頁
第1節 政策体系とは	1
第2節 政策体系（政策・施策）	2
第3節 施策の概要	4
施策名	頁
3-2 交通安全対策の推進	5
3-3 消費生活の安全確保	7
4-1 脱炭素社会の実現	8
4-2 循環型社会の構築	10
4-4 生活環境の保全	11
11-1 人権が尊重される社会づくり	12
11-2 ダイバーシティと女性活躍の推進	13
11-3 多文化共生の推進	14
15-1 文化と生涯学習の振興	15

第3章 政策・施策

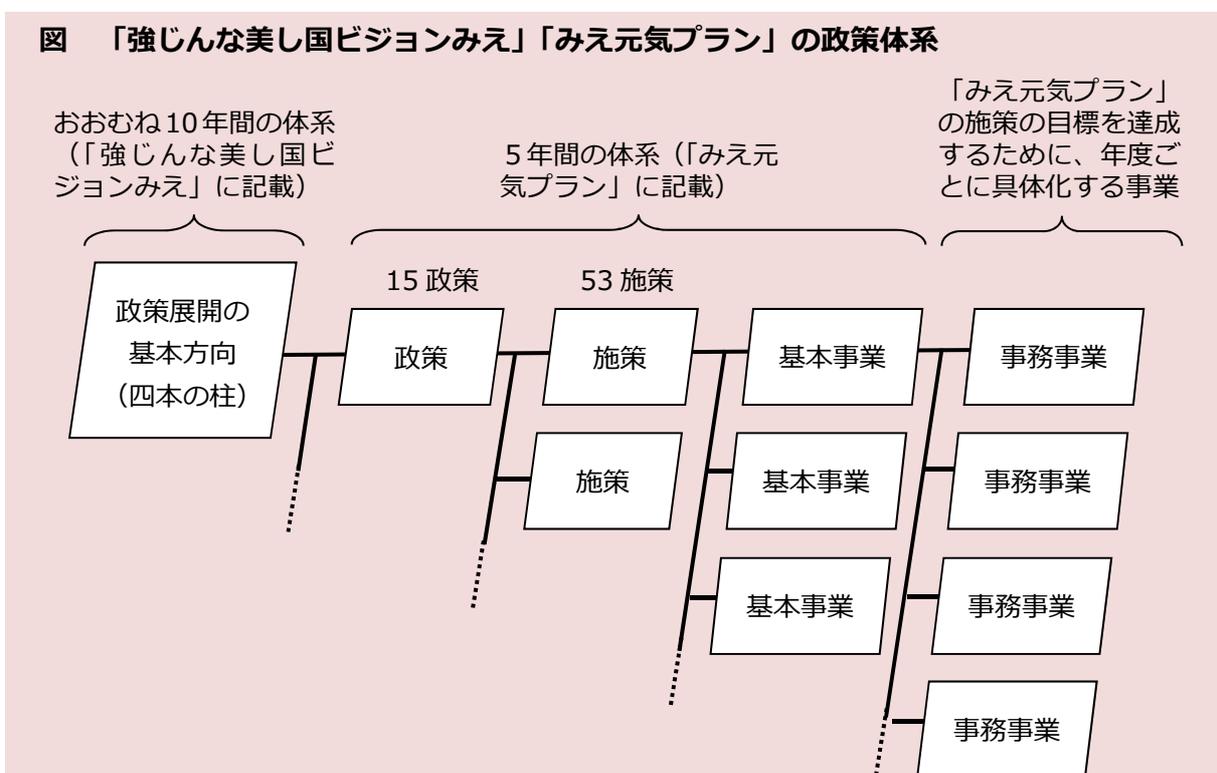
第1節 政策体系とは

政策体系は、「強じんな美し国ビジョンみえ」で示す基本理念を実現するために、県が行う取組を目的と手段の関係で整理したものです。

<政策展開の基本方向>のもとに、<政策>－<施策>－<基本事業>－<事務事業>の階層で、県の取組等を網羅し、体系的に整理します。

「みえ元気プラン」では、<政策>と<施策>の内容を示しています。

それぞれの<施策>の取組の進展状況をより適切に評価するための数値目標の設定については、今後検討していきます。



「みえ元気プラン」では、第2章に定める、本プランの計画期間を通じて注力して取り組む「みえ元気プランで進める7つの挑戦」のほか、社会経済情勢の変化に柔軟かつ的確に対応できるよう、重点的な取組として年度ごとに注力する取組を、単年度の県政運営方針である「三重県行政展開方針」において定めることで、重点の置きどころを毎年度見直すことができるようにし、より効果的・効率的に予算や人材を重点配分することで、機会を逃さず最大限の成果を得ることをめざします。

第2節 政策体系（政策・施策）

基本理念の実現に向けて、次のとおり15の<政策>、53の<施策>を位置づけて、県政を推進していきます。

●政策体系一覧

政策	施策	
1 防災・減災、県土の強靱化	1-1	災害対応力の充実・強化
	1-2	地域防災力の向上
	1-3	災害に強い県土づくり
2 医療・介護・健康	2-1	地域医療提供体制の確保
	2-2	感染症対策の推進
	2-3	介護の基盤整備と人材確保
	2-4	健康づくりの推進
3 暮らしの安全	3-1	犯罪に強いまちづくり
	3-2	交通安全対策の推進
	3-3	消費生活の安全確保
	3-4	食の安全・安心と暮らしの衛生の確保
4 環境	4-1	脱炭素社会の実現
	4-2	循環型社会の構築
	4-3	自然環境の保全と活用
	4-4	生活環境の保全
5 観光・情報発信	5-1	観光産業の振興
	5-2	三重の魅力発信
6 農林水産業	6-1	農業の振興
	6-2	林業の振興と森林づくり
	6-3	水産業の振興
	6-4	農山漁村の振興
7 産業振興	7-1	中小企業・小規模企業の振興
	7-2	ものづくり産業の振興
	7-3	企業誘致の推進と県内再投資の促進
	7-4	国際展開の推進
8 人材の育成・確保	8-1	若者の就労支援・県内定着促進
	8-2	多様で柔軟な働き方の推進
9 地域づくり	9-1	市町との連携による地域活性化
	9-2	移住の促進
	9-3	南部地域の活性化
	9-4	東紀州地域の活性化
	9-5	DXの推進
10 交通・暮らしの基盤	10-1	道路・港湾整備の推進
	10-2	公共交通の充実・確保
	10-3	安全で快適な住まいまちづくり
	10-4	水の安定供給と土地の適正な利用

政 策	施 策	
11 人権・ダイバーシティ	11-1	人権が尊重される社会づくり
	11-2	ダイバーシティと女性活躍の推進
	11-3	多文化共生の推進
12 福祉	12-1	地域福祉の推進
	12-2	障がい者福祉の推進
13 教育	13-1	子どもたちの基礎となる力の育成
	13-2	社会の担い手となる力の育成
	13-3	特別支援教育の推進
	13-4	安心して学べる教育の推進
	13-5	教育環境の整備
14 子ども	14-1	子どもが豊かに育つ環境づくり
	14-2	幼児教育・保育の充実
	14-3	児童虐待の防止と社会的養育の推進
	14-4	結婚・妊娠・出産の支援
15 文化・スポーツ	15-1	文化と生涯学習の振興
	15-2	競技スポーツの推進
	15-3	地域スポーツと障がい者スポーツの推進

※ ハイライト部： 環境生活部所管の施策

第3節 施策の概要

この節では、53 の〈施策〉の概要について、記載しています。記載にあたっては、〈政策展開の基本方向〉(四本の柱)、15 の〈政策〉順にまとめています。

施策3-2 交通安全対策の推進

2026年を見据えた現状と課題

- 県内の交通事故死者数は、長期的に減少傾向が続き、令和3(2021)年においては、統計史上最少を更新しました。しかし、近年高齢者が当事者となる交通事故の占める割合が増加傾向にあるとともに、全国的に高齢運転者が当事者となる交通事故が社会問題化していることに加え、令和7(2025)年に団塊の世代が75歳以上となることから、高齢運転者の交通事故抑止対策を推進する必要があります。
- 飲酒運転事故件数は、「三重県飲酒運転0(ゼロ)をめざす条例」施行以降、関係者の連携した取組により、全国平均を大幅に上回る減少率を記録するとともに、令和3(2021)年においては、条例制定以降、最少を更新しました。しかし、未だ飲酒運転事故や飲酒運転違反者は存在しているため、「飲酒運転はしない、させない、許さない」という意識の定着や、再発防止対策であるアルコール依存症等の関連問題を含めた取組が求められています。
- 本県は交通事故死者数に占める歩行者および自転車利用者の割合が高く、このうち約7割が高齢者となっています。こうした中、高齢者や子ども、障がい者が日常的に利用する生活道路や通学路等における交通安全の確保が課題となっています。また、持続可能な交通安全施設等の整備を進める必要があります。
- 人口10万人あたりの交通事故死者数は、都道府県別に見て多く、ワースト上位に位置しています。このため、交通事故の発生実態等の高度な分析に基づいた交通指導取締り等を通じ、道路交通秩序の維持を図る必要があります。また、先進安全運転技術の進展や次世代モビリティの登場など、多様な交通主体全てが安全かつ快適に通行できる交通ルールの徹底に向けた取組が課題となっています。

取組方向

- 自動運転技術の導入など社会の大きな変化を見据えながら、多様な安全技術の情報等をしっかりと把握し、誰にとっても安全・安心な社会の実現をめざした取組を進めていきます。また、社会問題化している高齢運転者が当事者となる交通事故防止対策として、市町や関係団体と連携の上、先進安全技術が搭載された安全運転サポート車の普及啓発、今後開発される事故を防ぐための先進安全技術情報および運転免許証自主返納に係る情報の提供などの取組を一層推進します。さらに、四季の交通安全運動をはじめ、交通安全意識と交通マナーの向上に向けた広報・啓発を推進するとともに、それぞれの年齢層に合わせた参加・体験・実践型の交通安全教育を推進します。
- 飲酒運転0(ゼロ)をめざし、県民一人ひとりに規範意識の定着を図るため、関係団体や教育機関などと連携した教育・啓発活動を推進します。また、再発防止対策として、飲酒運転違反者等からの相談に対応するとともに、アルコール依存症に関する受診を推進します。
- 歩行者・自転車利用者の安全な通行を確保するため、ゾーン30の整備や道路管理者と連携した物理的デバイスによる速度抑制を図るとともに、視認性の高いLED信号灯器の整備など、人優先の交通環境の整備を推進します。また、交通安全施設等の適正な維持管理や交通環境の変化に応じた交通規制の見直し等を推進します。
- 交通事故の発生状況や地域住民からの要望等をふまえ、交通事故抑止に資する効果的な交

通指導取締りを推進します。特に、横断歩行者妨害違反や生活道路等における速度違反をはじめ、悪質性・危険性の高い飲酒運転等の交通違反に重点を置いた交通指導取締りを推進します。

施策3-3 消費生活の安全確保

2026年を見据えた現状と課題

- 高度情報通信社会の進展や新技術を活用した新たなビジネスの登場、新型コロナウイルス感染症の感染拡大など、消費者を取り巻く社会環境は大きく変化しており、新たな消費者トラブルの発生が懸念されています。令和4(2022)年4月から「民法」の成年年齢が引き下げられること、消費生活相談件数に占める60歳以上の方の割合が4割程度と高くなっていることなどから、若年者や高齢者を中心に、あらゆる世代を対象とした消費者トラブルの未然防止・拡大防止に取り組む必要があります。
- SDGsへの関心の高まりやコロナ禍における消費行動など、消費者一人ひとりの主体的な取組が期待されています。消費者が自らの消費行動が将来にわたって社会経済情勢や地球環境に影響を及ぼしうることを自覚し、持続可能な消費行動の必要性を理解することが重要です。
- 県消費生活センターおよび市町消費生活相談窓口における1年間の消費生活相談件数は、合計1万件程度で推移していますが、住民に身近な市町における相談割合は増加傾向にあります。複雑化・多様化する消費生活相談に的確に対応するため、県消費生活センターが、県内消費者行政の中核センターとしての役割を継続して発揮するとともに、市町における相談体制の充実に向けた取組を支援していく必要があります。
- 高齢者等をターゲットとした悪質商法や新型コロナウイルス感染症および自然災害の発生などの非常時に便乗した悪質商法など、さまざまな消費者トラブルが発生しています。不適正な取引行為や表示等の排除と健全な市場の形成のため、関係機関等と連携して事業者の監視・指導を行う必要があります。

取組方向

- 消費者が正しい知識を得て消費者トラブルを回避し適切な行動が行えるよう、さまざまな主体と連携して、若年者や高齢者など対象者に応じた消費者教育・消費者啓発を実施します。また、高齢者等の消費者トラブルを防ぐため、地域における見守り体制の構築を支援します。さらに、持続可能な社会の形成に寄与するため、人や社会、環境に配慮した消費行動であるエシカル消費の普及・啓発、コロナ禍における新たな日常に対応した消費行動の推奨に取り組めます。
- 県消費生活センターの専門性を確保するとともに相談員の資質向上を図り、消費者被害救済のための相談に迅速かつ適切に対応します。また、市町が実施する消費生活相談への助言や相談対応の充実に向けた支援を行い、県内どこに住んでいても質の高い相談が受けられるよう、県全体の相談対応能力の向上を図ります。さらに、国や近隣県、関係機関等と連携して、悪質な商取引や商品・サービスに係る不適正な表示について事業者の監視・指導を行うとともに、コンプライアンスの遵守に向けた事業者の自主的な取組を支援します。

施策4-1 脱炭素社会の実現

2026年を見据えた現状と課題

- 気候変動による自然災害の増加や、農業・水産業への影響が懸念される中、温室効果ガス排出削減のための国際枠組みである「パリ協定」の取組が令和2(2020)年に始まり、国内では、脱炭素社会の実現に向けて、令和12(2030)年度に温室効果ガス排出量を平成25(2013)年度比で46%削減することをめざし、さらに50%削減に向けて挑戦し続けることが表明されるなど、脱炭素社会の実現に向けた動きが加速しています。
- 県域からの温室効果ガス排出量は、平成30(2018)年度実績で平成25(2013)年度比15.3%減となっており、全ての部門で減少していますが、脱炭素社会の実現には社会の変革が求められており、ライフスタイルの転換、技術革新・業態転換等による産業の新たな成長、再生可能エネルギーの主力電源化等、あらゆる分野でさらなる取組の推進が必要です。
- 気候変動への対応には、温室効果ガスの排出削減等を行う地球温暖化の「緩和」だけでなく、既にあらわれている気候変動の影響や中長期的に避けられない影響を回避・軽減する「適応」の取組を進めることが必要です。
- SDGsが国連総会において採択され、地球環境の持続可能性に対する国際的な危機感が高まっていることから、環境への負荷が少ない持続可能な脱炭素社会の実現に向けた取組や、さまざまな主体の連携により環境に係る課題の解決に取り組むとともに、環境教育・環境学習の充実が求められています。
- 再生可能エネルギーの推進に伴う大規模な開発事業により、自然環境や生活環境に影響が生じる可能性があるため、事業の実施にあたっては環境影響の回避や低減等の環境保全措置を講じるなど、適切な環境配慮が必要です。

取組方向

- 脱炭素社会の実現に向け、「三重県地球温暖化対策総合計画」を改定するとともに、総合計画に基づき温室効果ガスを削減する「緩和」と気候変動影響による被害を防止・軽減する「適応」の取組を進めます。
- オール三重で県民一人ひとりが脱炭素に向けて行動する持続可能な社会の実現に向けて、再生可能エネルギーの利用促進、脱炭素経営の促進、「COOL CHOICE」の推進を柱とする緩和の取組を進めます。
- 特に、温室効果ガス排出量の割合が高い産業部門対策として、「三重県地球温暖化対策推進条例」に基づく地球温暖化対策計画書の進捗状況の調査等を通じて、事業者の自主的な温室効果ガス排出削減の取組を促進します。また、県民の皆さんや市町等のさまざまな主体と連携し、三重県地球温暖化防止活動推進センター等が取り組む普及啓発活動等を通じて、環境負荷の少ないライフスタイルへの転換を促進します。
- 地球温暖化による本県の気候変動やその影響について、三重県気候変動適応センターと連携し、情報収集や分析、情報発信を行い、気候変動適応の取組を促進します。
- 持続可能な脱炭素社会を構築し、地域の環境を保全するため、SDGsの考え方を取り入れた「三重県環境基本計画」に基づく取組を推進し、環境・経済・社会の統合的向上を図ります。

- 持続可能な脱炭素社会の実現に向け自ら行動する人づくりを進めるため、三重県環境学習情報センター等を活用して環境教育・環境学習に取り組みます。
- 事業者による環境経営の取組を促進するほか、大規模な開発事業について、「環境影響評価法」「三重県環境影響評価条例」に基づく環境アセスメント制度を適切に運用するなど、環境配慮の取組を促進します。

施策4-2 循環型社会の構築

2026年を見据えた現状と課題

- 持続可能な循環型社会の構築に向け、3R(発生抑制、再使用、再生利用)に Renewable(再生可能資源への代替)を加えた「3R+R」の取組を進め、資源の有効利用を一層進める必要があります。
- 資源制約が深刻化してきており、産業を支える資源として廃棄物の循環的利用を促進するため、今後、大量廃棄が見込まれる太陽光パネルのリサイクルなど先進的な取組の支援等により、地域と共生した循環関連産業を育成する必要があります。
- 産業廃棄物の不法投棄等不適正処理が後を絶たない状況などから、廃棄物処理の安全・安心を確保するため、効率的・効果的な監視活動等により未然防止と早期発見・早期是正を図るとともに、大規模災害に備える必要があります。
- 脱炭素に向け、プラスチックごみ対策、食品ロス削減等に取り組むとともに、バイオマス資源の活用等を進める必要があります。また、最新の技術を導入し温室効果ガスの排出抑制や分離回収等を促進していく必要があります。
- 人口減少にも対応した資源循環システムの構築に向け、これまでの制度や考え方にとらわれないイノベーションや積極的なチャレンジが求められており、必要な人材の確保やICTを活用できる環境の整備が求められています。

取組方向

- 新しい技術を積極的に活用し、さまざまな主体と課題を共有し、市町との密な連携や事業者等の自発的な参画を得ながら、パートナーシップで「3R+R」に取り組めます。
- 循環関連産業を振興し、資源循環と経済の好循環を生み出すとともに、事業者の先導的な取組と併せて県民の行動変革を促し、地域の資源を持続可能な形で活用する地域循環共生圏の創出に向けて取り組めます。
- 廃棄物処理の安全・安心に向け、排出事業者の意識向上を図りながら、廃棄物の適正処理を推進するとともに、ICTやドローン等の新しい技術を取り入れた監視・指導を行います。また、災害廃棄物処理に係る体制整備に引き続き取り組めます。
- プラスチックの高度なりサイクルの促進や海洋プラスチック対策に取り組むとともに、生活困窮者支援等にもつながる食品ロス削減の取組を進めます。また、バイオマス資源のメタン発酵や焼却施設からのエネルギー回収を促進するとともに、二酸化炭素の分離回収等に関する検討を進めます。
- 強靱で自立分散型のスマートな資源循環システムの構築をめざし、資源循環を担う人材の育成や、ICTの活用等を促進します。

施策4-4 生活環境の保全

2026年を見据えた現状と課題

- これまで実施してきた「大気汚染防止法」「水質汚濁防止法」等の関係法令遵守指導等により、大気・水・土壌環境や土砂等の埋立て等に大きな影響は生じていません。しかし、近年の気候変動に伴い、気温上昇等による光化学オキシダント濃度が高くなる日の増加、海水域の水温上昇等による生態系への影響が懸念されています。
良好な環境を確保するためには、継続した環境保全対策を進める必要があります。
- 生活排水処理施設の整備は、「生活排水処理アクションプログラム^{※1}」に基づき着実に進展していますが、令和17(2035)年度末の長期目標達成のため、引き続き未整備人口の解消に向けて取り組んでいく必要があります。
- 近年、海域の栄養塩類減少等により水産資源等の生物生産性が低下し、海域の豊かさの重要性が指摘されていることから、「きれいで豊かな海」をめざして、従来の「規制」から「管理」へと移行した総合的な水環境改善対策に取り組んでいく必要があります。
- 伊勢湾等の海岸域では、河川等を経由して流入したごみの漂着により、砂浜等の景観の悪化のほか、漁業や生態系への影響が懸念されています。
海岸漂着物の問題は、本県のみでの対策では解決が困難なことから、他県、市町等の関係機関やさまざまな主体と連携して、海岸漂着物対策に取り組んでいく必要があります。

取組方向

- 良好な環境を確保するため、大気環境や水環境の常時監視による環境基準等の適合状況を確認するとともに、大気、水質の対象工場等や土砂等の埋立て場所等への検査を行い、コンプライアンスの徹底を指導します。
- 市町と連携し、「生活排水処理アクションプログラム」に基づいた生活排水処理施設の整備を促進します。浄化槽については、補助制度を活用し、単独処理浄化槽や汲み取り便槽から合併処理浄化槽への転換を促進します。
- 「きれいで豊かな海」の観点を取り入れた「第9次水質総量削減計画^{※2}」を策定し、工場等から排出される汚濁負荷量の管理等、総合的な水環境改善対策の取組を進めます。
- 森から川、海へのつながりを意識した伊勢湾流域圏等における広域的な活動が広がるよう、引き続き、東海三県一市をはじめさまざまな主体と連携して、「伊勢湾 森・川・海のクリーンアップ大作戦」等の取組を展開するなど、効果的な海岸漂着物対策を進めます。

※1 三重県生活排水処理施設整備計画(平成28(2016)年6月策定)

※2 水質汚濁防止法に基づき県知事が定める伊勢湾の「化学的酸素要求量、窒素含有量及びりん含有量に係る総量削減計画」

施策 11-1 人権が尊重される社会づくり

2026 年を見据えた現状と課題

- 新型コロナウイルス感染症に係る偏見・差別の発生により、人権に対する人びとの関心は大きく高まっています。また、性の多様性やインターネット上の人権侵害等の新たな人権課題が注目され、その対応が求められています。県民の皆さんに、多様化する人権課題に関する正しい知識を提供するとともに、自分ごととしてとらえられるよう、啓発を進めていく必要があります。
- 一人ひとりの子どもが人権に関する理解を深め、人権感覚を養い、自他の人権を守るための実践行動ができる力を身につけられるよう、人権教育を行っていく必要があります。
- 人びとの人権意識の高まりや新たな人権課題の顕在化等に伴い、人権相談の内容も多様化、複雑化してきていることから、個々の相談機関の相談員の資質向上とともに、相談機関相互が連携し、専門性を生かしながら対応する体制づくりが求められています。また、SNS等インターネット上における誹謗・中傷や差別的な書き込み等については、早期対応(早期発見・削除要請)とともに未然防止のための取組が必要です。

取組方向

- さまざまな手段、媒体や機会を通じて、県民の皆さんに人権に関する知識や情報を提供し、理解の促進を図るとともに、人権問題の解決が自分自身の問題としてとらえられるよう、効果的な人権啓発に取り組みます。さらに、住民組織、NPO・団体、企業等、地域のさまざまな主体による人権尊重の視点に基づく活動を支援することにより、人権が尊重されるまちづくりを促進します。
- 学校・家庭・地域が連携し、教育活動全体を通じて人権教育が行われるよう、人権教育カリキュラムの活用および改善を促進し、一人ひとりの存在や思いが大切にされる学校づくりを進めます。また、さまざまな人権課題を解決するための教育活動に取り組みます。
- 人権に関わる相談機関の相談員等を対象とした研修等を実施し、資質向上を図るとともに、相談機関のネットワークを充実し、相談窓口相互の連携を強化します。また、県の相談体制の充実を図るとともに、不当な差別に係る紛争の解決を図るための体制づくりに取り組みます。
- インターネット上の人権侵害に的確に対応するため、ネットモニタリングを実施し、差別的な書き込み等を早期に発見して、関係機関と連携し削除要請に取り組むとともに、不適切な書き込みを未然に防止するため、SNS等を活用し、ネットリテラシーに関する啓発を行います。

施策 11-2 ダイバーシティと女性活躍の推進

2026 年を見据えた現状と課題

- 多様な主体が互いにより意味で影響しあうことで、個々人では成し得なかった相乗効果やイノベーションを生むダイバーシティ&インクルージョンは、生きがいの向上と人口減少下での地域力アップの観点から重要性が高まっており、性別、年齢、障がいの有無、国籍・文化的背景、性的指向・性自認などに関わらず、誰もが参画・活躍できる社会づくりが重要です。
- 新型コロナウイルス感染症拡大下で一層顕在化した男女格差の是正に向けて、根強く残る性別による固定的役割分担意識の解消や、あらゆる分野における女性の参画拡大を進めていく必要があります。
- 職業生活においてリーダー層で活躍する女性の割合は未だ低く、働くことを希望する女性やステップアップしたい女性が、希望に応じた働き方ができるよう、女性の目線にも立った一層の環境整備が必要です。
- DV や性暴力に関する意識の変容や認識の広がり、DV被害の多様化や性暴力相談の若年齢化、さらには新型コロナウイルス感染症による社会活動の変化等の影響が、DV 相談内容の複雑化や性暴力相談件数の増加といった形で顕在化してきており、被害者等に対する相談・支援の取組を強化していく必要があります。また、引き続きDVや性暴力の防止・根絶に向けた啓発を進めていく必要があります。
- 「性の多様性を認め合い、誰もが安心して暮らせる三重県づくり条例」をふまえ、多様な性的指向・性自認について社会の理解が深まり、性のあり方に関わらず暮らしやすい環境づくりを進めていく必要があります。

取組方向

- 男女がともに参画し、責任を担う社会づくりを進めるため、市町および関係機関等と連携し、あらゆる分野における指導的地位に就く女性の割合を高めるとともに、性別による固定的役割分担意識の解消など男女共同参画意識の一層の浸透を図ります。
- 職業生活における男女格差の是正に向けて、企業・団体等と連携し、女性が希望に応じた働き方ができるよう、経営者および男性の意識改革や女性の目線にも立った職場環境の整備を促進するとともに、リーダー層で活躍する女性の割合を高めます。
- DVや性暴力の被害者等が必要な支援を速やかに受けられるよう相談しやすい環境整備に取り組むとともに、多様化・複雑化する相談に対して関係機関と連携し、予防から相談・保護・自立に向けて切れ目のない支援の取組を進めます。また、引き続きDVや性暴力を許さない社会意識の醸成に向けた啓発に取り組みます。
- ダイバーシティ&インクルージョンの地域づくりを発信するとともに、企業・団体等の取組促進を図ります。また、性のあり方に関わらず暮らしやすい社会となるよう、市町等と連携し、多様な性的指向・性自認についての理解促進や相談支援、パートナーシップ制度の周知および利用先の拡充など環境整備に取り組みます。

施策 11-3 多文化共生の推進

2026 年を見据えた現状と課題

- 県内の外国人住民数は、54,854 人(令和 2(2020)年末)で、県内総人口の 3.05%を占め、全国的にも高い割合です。外国人住民は言葉の壁や文化の違いなどから、地域でのコミュニケーションが図りづらく、地域社会への参画が進んでいない状況です。外国人住民を孤立させることなく、地域社会の一員として受け入れられるよう、今後も市町、国際交流協会、NPO、経済団体等のさまざまな主体と連携して、多文化共生の推進に取り組む必要があります。
- 新型コロナウイルス感染症の収束後は、国による外国人労働者の受入れ拡大により、外国人住民のさらなる定住化や多国籍化が見込まれ、さまざまな生活場面における新たな課題やニーズの拡大が予想されます。引き続き、外国人住民が安全で安心して生活することができる環境の整備に取り組む必要があります。
- 県内には日本語学習を希望する人が多く存在しますが、県内の日本語学習環境は、日本語教室の空白地域があるなど学習を希望する人が日本語教育を受けられない状況や、日本語教室の運営基盤に不安定さが見られます。このため、県内の日本語教育体制の整備を推進する必要があります。

取組方向

- 市町、国際交流協会、NPO、経済団体等の各主体が多文化共生の推進に向けて情報共有や意見交換を行い、各主体間のネットワークづくりを促進するとともに、日本人住民と外国人住民が互いの文化の違いや多様性を学びあう機会の提供に取り組めます。
- 外国人住民も安心して暮らすことができるよう、行政情報の多言語化や相談体制の充実を図るとともに、外国人住民が抱える日常生活における課題の解決に向けた支援に、さまざまな主体と連携して取り組めます。また、「生活者としての外国人」が日本語学習に容易にアクセスできるように、さまざまな主体と連携して日本語教育の体制づくりに取り組めます。

施策 15-1 文化と生涯学習の振興

2026 年を見据えた現状と課題

- 少子高齢化の進展に伴い文化芸術を担い継承する人材が不足し、地域における文化の衰退が懸念されるとともに、新型コロナウイルス感染症の影響により、文化芸術活動が停滞している状況にあります。社会情勢の変化をふまえつつ、人材育成や誰もが文化芸術活動にふれ親しむ環境づくりなど、文化振興施策の取組を進める必要があります。
- 少子高齢化、過疎化の進行等により、特色ある歴史や風土に育まれた多くの有形・無形の文化財の維持管理や伝統的な民俗行事の継承が困難になってきています。令和2(2020)年度に策定した「三重県文化財保存活用大綱」に基づき、市町における地域計画の策定を促進し、地域総がかりで文化財を保存・活用・継承していく必要があります。
- 「人生 100 年時代」の到来を見据え、誰もが学びたい時に学び、学びを通じて成長し、心身の健康を保持しながら活動できることが求められます。自らの生涯学習の成果を、日常生活の向上や地域の課題解決等につなげることができるよう、生涯を通じた学習機会の充実が必要です。
- 社会教育関係団体やNPO等の団体などさまざまな主体が連携して地域の教育力の向上を図るとともに、地域の社会教育施設が地域の課題や多様な学習ニーズに対応していけるよう支援していく必要があります。

取組方向

- 本県における文化振興の理念を定める「三重県文化振興条例(仮称)」の制定や、具体的な施策の展開を示す計画の策定に向けた取組を進め、観光やまちづくりなど、多様な分野と連携しながら文化振興施策を一層推進していきます。また、次代に続く文化の担い手育成のほか、三重の持つ多様で豊かな自然や歴史・文化を体験する展覧会や魅力的な公演を開催するとともに、調査研究を進め、三重の魅力を発信していきます。
- 歴史的・文化的に価値の高い文化財を調査し、指定等保存措置を講じるなど保護を図るとともに、市町による「文化財保存活用地域計画」の策定を積極的に支援します。県民の皆さんが文化財への理解を深め、学校教育などの学習に活用できるよう、文化財について SNS 等の活用による情報発信や公開講座等の取組を進めます。
- 県民の皆さんの主体的な学びが促進されるよう、連携・協働できる県域のネットワークづくりや地域における活動の支援を行います。また、高等教育機関との連携やさまざまな主体との交流を通じて、ライフステージやライフスタイルに応じた魅力的な講座やセミナー等の学習機会を提供するとともに、生涯学習に係る情報発信や学びの成果を発表する場を充実します。
- 社会教育関係者の研修・交流の場を設けるとともに、情報交換・情報共有をとおして、相互のつながりを形成する機会を提供し、社会教育関係者の育成と関係団体や関係者相互のネットワークの強化に取り組みます。